		鉄道遺	産使用	許可申請	青書					
敦賀市長	殿						令和	年	月	日
			申請者	. 住 団 体 氏 電話者	名					
次のとおり申請します。										
使 用 目 的										
使 用 日	令和 年	三 月	日	から	令和	年	月	目	まで	
使 用 場 所										
使 用 物 品										
使用責任者	住所氏名		電	話番号						
添付資料 □使用内容がわかる資料及びチラシ等(事業スケジュール等) □使用時のレイアウト図面(設備器具等を設置する場合は器具の名称及び位置を記載) □使用方法の実施にあたり必要な許可証の写し(消防、保健所等の許可証等) □申請者の活動内容がわかる資料										
□その他()				

受付者							
返却							

申請方法及び注意事項

- 1 申請は、使用する日の前12月から7日までの間に行うことができます。受付時間は、休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとします。間違いを防ぐため、電話、郵便、口頭等での受付けはいたしません。
- 2 次の場合は、使用を許可しません。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 使用物、施設、付属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 管理上支障があると認められるとき。
 - (4) 私的な目的での使用と認められるとき。
 - (5) その他市長が不適当であると認めるとき。
- 3 使用期間は、貸出し及び返還に要する時間を含みます。
- 4 使用物、施設、付属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。
- 5 申請者は、次に掲げる事項を守ってください。
 - (1) 申請者は許可を受けた目的及び場所以外で鉄道遺産を使用しないこと。
 - (2) 申請者は権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 使用期間を遵守すること。
 - (4) 返還時には、要綱第9条に規定する検査を受けること。
 - (5) 許可なくして、使用物の複製、模り、又はその他これらに類する行為をしないこと。
 - (6) 許可なくして、使用物の加工、細工、又はその他これらに類する行為をしないこと。
 - (7) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
 - (8) 火災、盗難等の事故の発生を防止する措置をとること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、使用許可の際に付された条件及び市職員の指示に従うこと。
- 6 許可期間中に生じた損害賠償については、原則、申請者が負うこととします。